平成２２年（フ）第３５１３号
横浜市磯子区杉田７丁目２番25号
債務者　斉藤美砂子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５５０号
横浜市旭区柏町２番地　第二柏新荘103
債務者　本井奈津美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６２８号
横浜市旭区中白根１丁目29番10号
債務者　渡邉　律子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６３６号
横浜市青葉区美しが丘５丁目26番地１　２―308
債務者　赤廣　清志
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６３７号
横浜市青葉区美しが丘５丁目26番地１　２―308
債務者　赤廣　尚子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５３号
横浜市中区松影町３丁目12番地４　松影別館616号室
債務者　町屋　松夫
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６６１号
横浜市泉区和泉町3889番地11
債務者　永峰　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６６６号
神奈川県海老名市杉久保北４丁目３番２―601号
債務者　本多　龍介
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３７号
静岡県浜松市北区引佐町谷沢261番地
債務者　細窪　辰夫
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３４４９号
横浜市都筑区北山田２丁目５番４号　カサポルテ301
債務者　永田　陽一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５６１号
神奈川県大和市上和田1240番地７
債務者　大木　和代
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８４号
岡山市中区神下367番地
債務者　羽澤　秀子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８５号
岡山市中区神下367番地
債務者　羽澤　貴子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４０号
岡山市東区河本町325番地５
債務者　道廣美由紀
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５６号
岡山市北区東古松３丁目３番10―401号
債務者　里見　耕次
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１１号
静岡県富士市五貫島196番地の２　ＡＣＴ社員寮203号、前住所静岡県富士市松岡1360番地の１
債務者　荻野　恭輔
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部